

第4章 京都府の文化財各分野の現状と課題

1 建造物、伝統的建造物群保存地区、文化財環境保全地区

(1) 調査、指定

暫定登録文化財を対象に詳細調査を実施し、府指定・登録へと繋げるとともに、国に対しては重要文化財の指定に向けた積極的な取り組みが求められています。

また、近代化遺産、近代和風の建造物の指定についても今後の課題です。

(2) 管理

社会の変化により、管理に目が行き届かない社寺が増加し、アライグマなどの動物による被害も多発しています。所有者のみで適切に維持し、将来にわたって継承することは困難となっています。その維持・管理を広く地域全体で取り組むような環境をつくり出すことが必要です。

(3) 防災・防犯対策

防火対策は、大多数は木造のため最も重要です。建物本体のみでなく、周辺からの延焼防止といった観点から、周囲の環境も含めた広域での保全対策も必要となります。

また、き損などの犯罪行為が近年多発しており、監視カメラの設置など防犯設備も重要です。地元の消防や警察等との連携を含め、地域全体で文化財を見守り、災害発生時の協力体制を整備することが望まれています。

自然災害に対しては、適切な周期での保存修理による強度保持の必要性はもとより、日常の維持管理の中できめ細かな対応を行う必要があります。

(4) 修理

保存修理は、一定の周期で実施することが求められ、劣化・破損した部分を修理して健全な姿を保つことが第一義です。指定文化財の保存修理工事では、創建時の姿に復原整備する場合があります。伝統的な技術により修理するのが原則であり、その豊富な経験をもつ技能者が必要となります。そのため、技術の向上や後継者育成は大きな課題です。

また、保存修理の費用についても課題です。国や府の補助制度はあるものの、所有者の負担は大きく、今後、社会の変化などにより、その費用を負担できなくなる状況が見込まれます。

(5) 活用

これまでから取り組んでいる文化財の価値や修理事業の必要性を広く普及啓発することも活用の大きな目的の一つです。また、保存修理の財源を確保するため、文化財を広く公開し、拝観料の徴取や寄付金を募るといった方法等も考えられます。

2 美術工芸品

(1) 調査、指定

社寺の宝物庫などに所蔵され、内容が明らかになっていない資料が数多くあるため、市町村や大学等と連携した基礎的な調査が必要です。

(2) 管 理

相続・売買の際は適切な法手続きを行い、所有者を明確にしなければ、文化財の所在不明につながる危険性があります。

また、素材が脆弱な紙、絹、木材などの非常に微細・繊細なものが多く、適切な維持・管理が不可欠です。例えば、社寺の建造物等に安置され、宗教行事等で使用される場合は温湿度の管理などが課題です。補助制度があるものの、その費用は所有者には大きな負担となっています。

(3) 防災・防犯対策

保存施設自体の補強に加え、周辺環境の維持などきめ細かな災害対策が必要です。十分な防災・防犯対策が困難な場合は、適切な保存施設への寄託が最も有効です。

(4) 修 理

多くは素材が脆弱なため、経年劣化により例外なく修理の必要が生じています。修理の技術は、伝統的な技術と学術的根拠に基づく高度な技能が必要です。修理技術は、伝統産業の技術とは別の技術体系ですが、その違いを認識しないで修理がなされる場合があります。また、絵画や彫刻など、種別ごとでも手法等が異なります。

修理費用の面でも、所有者の負担が大きいことが課題となっています。

(5) 公 開

不用意な公開・活用は劣化や損傷の原因となります。文化庁の公開に係る指針に基づき、適切に公開していく必要があります。個々の置かれている状況は様々で、その適切な保存・活用に関しては、状況に応じた保存活用計画を策定していくことが必要です。

3 無形文化財

(1) 調査、指定、選択

芸能分野・工芸技術分野とも、公演数や展覧会での作品発表数等は膨大で、伝承の状況も社会情勢の影響で変化しているため、常に情報を把握しつつ継続的な調査が求められます。

(2) 伝承、記録作成、公開

保持者が後進の指導にあたるのが伝承活動の基本です。後継者は、舞台活動や工芸展等への出品により技術の向上・錬磨を図っています。技芸や作品が評価されるには相当の期間を要し、伝承のためには公開の機会を数多く設けることが必要です。記録作成方法は多様ですが、過去のデータを最新の媒体に更新することも課題です。

4 無形民俗文化財

(1) 調査、指定

国・府の指定等は、府立丹後・山城両郷土資料館や各市町村による民俗調査の成果を基礎として進められてきました。社会の変化は、地域で伝えられてきた民俗行事、民俗芸能等の急激な消滅や変容を進展させています。継続が困難なものについては詳細な記録作成が求められています。

(2) 保護・管理

地域のコミュニティによって担われるのが本来の姿です。自主性が失われないようにすることも重要です。時間の経過の中で変容するため、特定の型を固定して保存することは不可能です。また、保存・活用には、伝承者の養成を基本とし、演じる機会を継続的に設けることや地域の人々の協力を得ることができる環境づくりが必要です。保存のためには、使用される用具、演じる施設等の維持・管理が重要ですが、高額な費用が必要で大きな負担となっています。安易な修理・新調事業による文化財として不調和な変容を避けることも重要です。

(3) 活用

祭礼行事は、多くが他者から観られることを意識しています。多くの人たちがこれを鑑賞できるようにすることが継承面で重要です。地域コミュニティの衰退が、変容や継承へ向けた取組の衰退へつながります。その中で、変容に柔軟に対応し、継承に努めている事例が府内で幾つか認められます。これを広く情報共有していくことは継続に向け重要です。大規模な祭事では観光化が進み、ボランティア等の外部人材の協力やクラウ

ドファンディングによる寄付募集などの取組も行われています。今後の保存や公開活用
に際しては、地域毎の状況を踏まえた保存活用計画の策定が課題といえます。

5 有形民俗文化財

(1) 調査、指定

府内の資料館、博物館等では、地域の特色を示す有形民俗文化財の調査、収集を進め、
市町村では、その代表的なものを指定し保存を図っています。

(2) 保護管理

戦後の高度成長期以降の生活用具類の保存等に関しては今後の課題です。収蔵スペー
スの確保やその費用負担などが課題となる中、体系的な収集の方向づけを図ることが課
題となっています。

(3) 修理

その形態以上に、使用されていた痕跡の確認が重要です。

(4) 公開、活用

広く公開していくことは伝承していくために重要ですが、失われた生活様式の伝え
方は大きな課題です。どのように保護し、管理、修理、公開・活用していくかが課題で
あり、保存活用計画を策定することも必要といえます。

6 史跡名勝天然記念物

(1) 調査、指定

未指定であっても、国指定に劣らない価値をもつ、遺跡・社寺、庭園・橋梁、溪谷・
海浜などが多数存在しています。国の新指定や追加指定を図り、その保存・活用を推進
していくことが重要です。皆悉的な調査を実施し、未指定文化財に一定の価値付けを行
い、幅広く保存・活用を図ることも課題といえます。

(2) 保存、修景・整備

史跡等の修復や整備事業には、適切な保存・活用のための計画の立案と、文化財の本
質的価値を踏まえた手法等による施工が求められています。計画では、史跡のもつ個性
や周辺環境、現状に応じた保存・活用のあり方を検討していく必要があります。施工に
は、専門的な知識・技術をもった設計監理業者、施工業者が不可欠で、その育成が課題
となっています。

(3) 管 理

(大規模史跡など)

史跡等に指定されている社寺等では、見学者等の増加により便益施設等の設置が求められることが多くなっていますが、将来的には、多角的なモニタリング等により、その影響と対応策等の検討が必要です。大規模史跡等では、所有形態が多岐にわたる場合や、保存する価値観とは異なる利活用が行われている場合への対応など、その維持・管理などに関して課題があります。

(維持管理)

建造物や美術工芸品と同様に、史跡や名勝に指定されているものの維持・管理が課題となっている社寺が認められます。所有者による維持管理が困難となった場合、自治体が管理団体となるなどの検討も必要です。

(名勝庭園)

名勝庭園は、専門家の指導に基づく適切な維持・管理に加え、専門の技術者による修理が求められます。公開活用では園路の整備など文化財の本質的価値を損なわない中で措置を行うことが必要です。

(天然記念物)

動物の生息地、繁殖地及び渡来地、樹木などの自生地等の管理は、地元市町村、所有者、各種団体などが行っていますが、近年は外来生物等が生息環境に影響を与えている場合があります。地質鉱物の場合は、その多くを自治体が公園として管理していますが、公開は状況に応じたものです。地域を定めていない天然記念物については、その管理、生態の把握は難しい状況です。

(保存活用計画など)

史跡等の適切な保存・活用を目的とする保存活用計画策定においては、その本質的価値が十分に保全されるよう検討が必要です。

(4) 活 用

史跡等の整備に当たっては、周辺環境をはじめ食事や文化・自然体験等の他の観光資源、交通インフラ等についても併せて検討されることが考えられます。また、AR、

VR等新たな手法を利用した先進的取組も検討する必要があります。

7 文化的景観

文化的景観の保護のため、選定、整備、修景を実施するには地元住民の理解と仕組が不可欠です。その意義を地元へ普及啓発するとともに、地域の活性化に繋がる取組としていくことが重要です。国選定の文化的景観保護推進事業に取り組む場合は、文化財部局と景観部局等が連携しつつ、景観計画の策定等を進めることが望まれます。

8 埋蔵文化財

(1) 現 状

埋蔵文化財保護行政の基本は、把握・周知、調整、保存、活用の4段階です。

(2) 把握、周知、保存、活用

市町村の公共事業や民間開発等に伴う発掘調査は、原則市町村が対応しています。本府では昭和56年に財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターを設立し、府内の各種開発に係る記録保存のための発掘調査、研究、普及啓発活動を実施しています。重要遺跡の保存・活用を目的とした発掘調査が実施されている市町村がある反面、悉皆的な分布調査が必要となるところも多い状況です。

(3) 保存活用

発掘調査を実施した際は、その成果を公開し、分かりやすい解説が求められます。出土品を保管・管理する施設等を十分確保することが困難になりつつあります。

(4) 埋蔵文化財専門職員

府内市町村では、埋蔵文化財専門職員が開発に伴う発掘調査等の対応と文化財全般を担当する事例が多く見られます。そのため、幅広い知識で地域の文化財全体の保存・活用を担う専門職員として位置付け、人材育成を図っていくことが望まれます。

9 文化財保存技術

文化財の修理及び修理等に用いる材料・用具の生産・製作などを行う上で欠くことのできない伝統的な技術や技能は、法・条例により選定保存技術として選定され、その保護が図られています。その保持者・保持団体は、零細事業者が多く、行政の支援がなければ技術を継承することが難しい状況です。

10 その他 世界文化遺産

構成資産の保存・活用は、各所有者により様々な取組が行われていますが、バッファゾーンに関しては景観条例や古都保存法などでの対応となっていますので、そこでの開発行為への対応が今後の課題となっています。

第5章 目指すべき将来像、方向性

1 目指すべき将来像

「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること。」

府内には、長い歴史の中で、守り育てられてきた貴重な文化財が各地に所在しています。

その代表的なものに、平成6（1994）年に世界文化遺産に登録された「古都京都の文化財」や平成21（2009）年にユネスコ無形文化遺産に登録された「京都祇園祭の山鉾行事」（平成28（2016）年「山・鉾・屋台行事」に名称変更）、さらに平成25（2013）年にユネスコの「世界の記憶」に選定された「御堂関白記」、平成27（2015）年に選定された「舞鶴への生還-1945～1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げ記録」や「東寺百合文書」などがあります。

ただ、府内の文化財は、これらのように広く注目されてきたものばかりではありません。指定等が行われている文化財以外にも、地域の歴史や文化を考える上で重要な意味を持っているにもかかわらず、未だ価値が明らかでないもしくは単体では十分な位置づけが難しく未指定となっている文化財も多くあります。これら未指定を含む全ての文化財は、所有者をはじめ、その価値と重要性を理解する多くの方々の弛まぬ支援と努力によって、現在にまで守り伝えられてきました。

しかし、社会が大きく変わりつつある現在、これまでと同じ方法や考え方に基づいた取組を継続していたのでは、文化財を保存し継承していくことが極めて困難な状況になると見込まれます。一度失われた文化財は、二度と元に戻すことはできません。これからの文化財の保存・活用は、これまでとは異なった視点や観点を取り込み、地域総がかりで、より効果的で持続可能な取組としていくことが求められます。

文化財が地域の誇りとして、地域が一体となってこれを保護・継承する環境をつくり出すとともに、そのための取組を未来へ持続可能なものとして継承していくことが求められます。こうした取組は、社会の変化により、文化財保護を支えてきた土台が弱まっている中、文化財を絆の一つとして、地域コミュニティの再構築や今後のまちづくり施策に繋げ、さらに地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うのではないかと考えられます。

2 文化財の保存・活用のための基本的な方針

-「地域計画」策定の際に指針とすべき事項-

「今後の文化財保護行政の在り方」

今後の文化財保護行政を進める上では、文化財の本質的価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対し、地域の必要に応じた調和のとれた変化を容認し、文化財の保存・活用をより効果的で、持続可能な取組としていくことが重要です。

こうした観点で、ここでは前項に示した「目指すべき将来像」を実現するための基本的な4つの方針を記しています。これまでから本府が実施してきた取組を踏襲したのですが、それぞれは相互に関連しており、今後内容を充実させ、本府と市町村が連携して取組を進めることにより、今後の文化財保存・活用を適切に進める上での重要事項として位置づけます。

今後本府では、これを基本的な方針として、次章に示す各取組を講じることとしています。

また、府内市町村においては、これを「地域計画」を策定する際の指針とするとともに、「地域計画」により管内の文化財保護行政を進める際には、これまで以上に府と連携して取り組んでいただくことを求めます。

(1) 文化財指定等による保護の促進

(文化財指定等の拡充)

府内には、数多くの文化財が所在しています。国・府・市町村では、これまでから、文化財指定等を行うことにより、その保護施策を進めてきました。また、府教育委員会では、平成29年に条例を改正し、価値の高い未指定文化財を早期に保護するため暫定登録文化財制度を設け、その保護対象の裾野を広げました。今後も、市町村と連携して、府内の未指定文化財の調査を促進し、その文化財的価値づけを行い、指定・登録・暫定登録等により、早期にその保護を図ることが、文化財保護行政の基本的事項と考えます。

(指定等のための調査の充実)

指定等を促進するためには、府内の未指定文化財の調査の充実が必要となります。調査にあたっては、その対象を、本府がこれまでに実施した諸調査によって把握している未指定文化財に加え、市町村との情報共有を一層強化して地域にとって価値をもつ文化財の掘り起こしに努めることが重要となります。

(地域にとって価値ある文化財の位置づけ)

調査では、市町村や関係団体、大学等の研究機関と連携し、周辺の文化財との関連性なども考慮して、地域にとっての意味や価値を明らかにするという視点で、文化財の位置づけを行うことに努めます。

また、併せて周辺環境を含めた対象物件の適切な保存方法や将来的な活用方法についての点検も必要です。調査後は、その情報を府や市町村で共有し、成果を指定等に繋げるとともに、市町村が「地域計画」を作成する際や、それ以後の保存・活用にも活かすことができるように努めます。

(指定等文化財への支援)

国や府の指定等文化財所有者に対し、維持管理や修理、防災、防火、防犯対策に関して技術的な指導や助言を行うとともに、財政的な支援を行い、適切な保存・活用が図られるよう努めます。

(2) 文化財の保護体制の強化

(地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり)

少子高齢化や過疎化が進行し、社会が変化する中、これまで文化財の保護を担ってきた文化財所有者や管理者、これを支援していた地元有志や自治体だけでは、適切に文化財を維持管理し、良好な状態で後世に伝えることが困難になりつつあります。

これに対応していくためには、これまで文化財の保護を担ってきた人たち以外の、多くの人々が文化財の保存と継承に関わる新たな環境をつくり出し、その協力を得て文化財を守り伝える仕組みづくりなど新たな対策が求められます。

このためには、府教育委員会や市町村、関係団体等が連携し、文化財が所在する地域の中でその価値を明確にして、地域の人たちがその保存・活用に積極的に関わる環境づくりを進めることが最も重要と考えます。文化財が地域の人々に愛され、自分たちの誇りやアイデンティティとなることによって、将来にわたってこれが守り伝えられることに繋がると考えられるからです。

府教育委員会としても、こうした仕組みづくりのため、市町村や関係団体等とこれまで以上に連携・協力し、文化財の価値や魅力、さらにそれが置かれている現状や課題等を、広く普及啓発するための取組を促進するとともに、地域が一体となって文化財を守り伝えるための様々な活動への支援にも取り組みます。

(関係団体や関連部局等との連携強化)

府内には、文化財の保護に関わっている様々な機関や団体があります（第9章参

照)。また、市町村毎に文化財の保存や活用に取り組んでいる文化財愛護団体や郷土史会なども設立されています。こうした関係機関や団体とこれまで以上に連携し、前項に記した文化財調査の促進、地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり、さらには文化財所有者が抱える様々な課題に関する情報収集等に取り組むことが必要です。さらに、後述する文化財の活用面においても、関係団体等と連携して地域の文化財の見学コースの作成やボランティアガイドの育成なども重要な取組と考えられます。

少子高齢化や過疎化、防災・防火・防犯など、文化財を取り巻く課題は、広く社会的な課題でもあります。今後の適切な文化財の保存・活用にあたって様々な取組を促進するためには、こういった諸課題に関係する自治体内の部局等とこれまで以上に連携を強化し、常に情報共有を図るなど、共同して取り組むことが求められます。

(人材育成)

今後の文化財保護行政においては、その保存と活用に関する幅広い知識や関係機関等と連携した業務が求められます。こうした業務を担当する人材の育成のために、市町村や博物館、大学等と連携して、研修の機会を増やすことやその内容を充実させるなどの取組を進めていきます。

(3) 文化財保護を支える技術等の継承

文化財の修理に関する技術や材料・資材・道具類の調達に関しては、それに関わる産業の保全のための機会を創出するなど、需要の継続や拡大を図ることが重要となります。そのためには、先に記したように、文化財指定等を促進するとともに、その保護のための体制の強化を図ることで、指定等文化財の維持管理や修理に関わる事業を強化することが求められます。

(1) 及び(2)に記した取組を促進することにより、文化財の維持・管理、修理等に関わる事業を推進し、これらに必要な技術の継承や技能者の育成が図られ、適切に材料・資材・道具類が調達される環境づくりに努めます。

また、文化財修理等に関わる保存技術選定の促進や、技術の向上・後継者育成を目的とした様々な研修への協力などにも努めます。さらに、文化財修理に関して、暫定登録文化財制度を活用するとともに、府文化スポーツ部所管の「社寺等文化資料保全補助金」・「文化財保護基金」事業などとも連携して、技術指導を行うとともに、技能者を雇用する多くの企業が文化財修理に関わる機会を創出し、技能者の育成に取り組めます。

(4) 文化財の地域的な保存・活用の促進

(文化財の地域的な保存と活用)

これまで多くの場合、文化財は個々単独でその保存・活用が図られる場合が多くありました。しかし、近年は一定の範囲内に点在する複数の文化財を面的に把握し、地域にとっての価値付けを行い、その保存・活用を図るといった取組が見られるようになってきました。

文化財単体では、その位置づけが困難で未指定となっている文化財が、こうした視点によって地域にとって大きな意味を有していることが認識される場合や、点在する文化財を保存する上でこれを取り巻く周辺環境を含めた保全の必要性が生じる場合などがあり、文化財を環境も含めて地域的に保存し、活用するという観点から、今後の文化財保護行政を進める上で重要な取組と言えます。こうした取組は、市町村による「地域計画」の作成にも繋がる視点と考えられ、府教育委員会では、これまでどおり市町村と連携し、積極的に支援していきます。

文化財には、古くから地域の人たちが慣れ、親しみ、自らと地域とを繋ぐ絆のように存在してきたものが多くあります。それは地域で行われる祭りや行事であるほか、風景の中に溶け込んで存在してきた社寺の建造物、丘の上に所在する古墳、またそれらを取り囲む杜などの場合もあると思われます。こうした文化財を複数のまとまりとして保存することは、地域の人たちが、こころ安らかに生活を営み続ける上での大きな支えになると思われます。そして、地域コミュニティの活性化や今後のまちづくり施策へも貢献するという面で、地域の福祉という観点からも、大きな役割を担うのではないかと考えられます。

(文化財の保存と活用の在り方)

文化財の活用には、様々な目的や方法があります。これまでから、より多くの人たちに文化財の価値や魅力などを伝えてきた普及啓発や、学校教育や社会教育と連携し、多くの子どもたちが地域の歴史や文化を理解するために、文化財に接する機会を設けるように取り組んできた活動などもその一つです。また、これまでの文化財を地域づくりや観光施策、地域振興など地域において活用するといった取組も、今後は一層進められる文化財の活用と言えます。

こうした文化財の様々な活用は、多くの人たちが文化財に触れ、その魅力を共有できる機会を生み出し、その保存・継承を支える新たな環境をつくりだす上で、重要な意味をもっていると考えています。

ただ、いずれの場合においても、文化財の活用は、その適切な保存が前提とされなければなりません。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、

事前に文化財の保存や見学者に関する対策が十分に講じられる必要があります。文化財の質が高くても、十分な保存対策が講じられていないと活用により毀損や消滅の危険が生じます。また、一定の対策が講じられていても、予想以上の過剰な活用が、文化財の価値を損なう恐れもあります。

一方で、防犯対策をはじめ、見学者等に対する安全対策や動線の確保、便益施設の整備などに関しては十分な対応が求められる反面、対象となる文化財のき損等が生じることも予想されます。これらに対しては、文化財への影響が極力軽微となるような配慮が必要となります。

府教育委員会では、このように文化財の保存と活用の均衡を重視し、その保存環境の整備が図られた上での活用を適切なものと位置づけ、重要な施策の一つとして促進されるよう積極的に取り組んでまいります。

第6章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財指定等、保存修理、所有者・管理者への支援、防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化による保護の促進

(1) 府が主体となつて行う調査等に関する取組

調査には、指定等のために実施する未指定文化財調査をはじめ、文化財の分野毎に国庫補助を受けて実施する悉皆調査や詳細調査などがあります。

① 美術工芸品調査（保存のための詳細調査・緊急調査）

昭和 16 年4月から実施された府内全域の寺院を対象とする学術調査「京都府寺院重宝調査」以降さまざまな詳細調査を行ってきました。中でも、歴史的に社寺等にまとまって伝来した古文書群については、これまでと同様に町村や地元の博物館、資料館と連携して調査を実施していきます。

② 民俗文化財調査（悉皆調査・詳細調査）

昭和 37 年以来、さまざまな民俗文化財の悉皆調査を実施してきました。平成 30 年度から地域で伝承されてきた祭り・行事を対象とする悉皆調査を実施しており、その調査成果を今後の保存・継承に活用していきます。

③ 史跡名勝天然記念物調査（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

（各種記念物・埋蔵文化財の悉皆調査）

近年は中世城館跡調査などを実施、平成 30 年度から、歴史の道調査をはじめ、各種文化財の悉皆調査を実施していきます。調査成果により明らかとなった貴重な遺跡が指定等により保存が図られるよう努めます。

（特別天然記念物カモシカ調査）

府は本州最西端の特別天然記念物カモシカの生息地です。本府では、昭和 61 年からカモシカ調査（生息数、生息密度、生息環境のモニタリング）を実施し、適切な個体群管理に役立ててきました。今後もカモシカ調査を継続し、その保護に努めます。

④ 埋蔵文化財調査

（大規模遺跡の調査・研究、保存・活用）

京都府では昭和 48 年度から古代宮都恭仁宮跡の保存活用調査を実施してきました。引き続き木津川市と協力連携し、その調査・研究、保存・活用を推進していきます。京都市、向日市、長岡京市、大山崎町にまたがる国指定史跡乙訓古墳群の指定にあたっては、各市町と連携し、その保存に協力してきました。また、長岡京跡の調査研究を進める長岡京跡連絡協議会の開催など、引き続き複数の市町村にまたがる大規模遺跡等の保存と活用の推進を図っていきます。

（各種開発事業に伴う調査）

埋蔵文化財と開発事業の円滑な調整を図るため、遺跡地図作成のための遺跡の分布調査、試掘確認調査、ほ場整備の本発掘調査等の各種調査を実施していきます。

これまでの発掘調査出土品を再検証、遺跡の調査研究を推進するため、出土品再整理事業を実施していきます。

(2) 指定等による文化財の保護の推進

(府指定等の促進)

昭和58年からは、条例に基づいて指定・登録を進め、現在の府指定・登録文化財は計780件、将来国や府の指定となる可能性のある暫定登録文化財は現在1,143件となっています。

引き続き指定、登録、暫定登録等を促進することにより、文化財のき損、滅失からの保護を進めていきます。

(指定等に係る調査の充実・促進)

地元の歴史や文化にとって重要な意味を有しており地域にとって価値をもつ文化財や伝承地や風景地なども調査の対象に含め、地元市町村等と連携した調査を行います。

調査では、文化財の適切な保存・活用の方法について、指導助言を行い、市町村と連携して「地域計画」作成の際の基礎資料としても、活かすことができるように努めます。

一方で、全国的にも価値が高いと判断される文化財については、その価値に応じた指定等がなされるよう、文化庁や大学等の研究機関と連携して、調査・研究を進めていきます。

(3) 府が主体となって行う国宝・重要文化財等の保存修理事業等

(適切な周期による文化財建造物の保存修理)

文化財建造物の修理は、概ね150～200年に一度実施する建物を部材単位に解体し、補修後また組立直す解体修理等の「根本修理」と、その間の適切な時期に行う屋根葺替、部分修理、塗装などの「維持修理」に分類でき、建物の破損状況に応じて適切な周期の修理を実施することが求められます。

(文化財建造物保存修理の適切な実施)

府教育委員会では、明治30年の古社寺保存法施行以来、国宝・重要文化財建造物の保存修理事業について、それぞれの所有者から委託を受けて実施してきました。このような実施方法は、全国では京都府・奈良県・滋賀県のみです。とりわけ京都

府では、宮大工の雇用や19名の技術職員の配置など全国一の体制を整え、約130年の実績と経験に基づいた高度な地域や技術により事業を適切に実施しており、これが本府の文化財保護行政の大きな特色の一つとなっています。府内の国宝・重要文化財建造物は平成31年4月1日時点で663棟あり、今後も増加することが予想されます。文化財建造物を良好な状態で後世に伝えるため、常に所有者と情報を共有しつつ、適正な人員体制を整え、適切な時期にこれらの修理事業を実施していきます。

(修理事業を支える技能者の育成と技術の伝承)

文化財建造物の修理は、破損や劣化した部分を修復し、健全な姿を保つことが基本です。しかし、修理の際の諸調査によって明らかとなった創建当時の状態に復原するなど、対象建造物の価値を損なわない中で、伝統的工法により高度で的確な修理が求められることも多々あります。このため府教育委員会では、文化財所有者から受託して実施する国宝・重要文化財建造物の修理事業にあたって、「国宝重要文化財建造物修理工事入札参加資格制度」により、入札への参加資格条件として、高度な伝統技術を有した技能者の安定的な雇用などを設け、技術者の育成や技術の伝承に取り組んでいます。今後も様々な機会を通して、技能者の育成に協力し、より多くの企業に入札参加資格を得られるよう努めます。

(保存修理事業に係る調査成果等の活用)

国・府指定等の文化財建造物の保存修理事業においては、修理方針や方法等を決定するための調査が必要となります。特に所有者から受託する国宝・重要文化財建造物の保存修理事業においては、府教育委員会の技術職員が詳細な調査を実施しています。調査結果は、建物を後世に伝えるだけでなく、現代の様々な研究の材料となるため、事業終了時に報告書を刊行するとともに、その文化財的価値に係る新たな知見が発見された場合には、適宜、普及啓発に努めています。

(4) 文化財所有者・管理者への支援

(維持・管理、保存修理、修景整備事業への支援)

本府では、国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財（暫定登録文化財を含む）の修理事業や整備事業、維持・管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、それらが適切に実施され、その文化財的価値が後世に引き継がれるよう、指導・助言するとともに財政的支援を行います。

(情報交換や研修の実施)

また、所有者や管理者が他の所有者等と情報交換することは、文化財の適切な保存や活用を進めるに当たって有意義です。こうした情報交換の場を積極的に設けるとともに、広域的に収集した文化財の維持・管理や防火・防災・防犯に係る留意事項などの情報を所有者等へ提供するための研修会を開催し、様々な課題解決の支援を行います。

(未指定文化財保存修理等への支援)

対象が未指定文化財であっても地域にとって貴重な文化資料等については、府文化スポーツ部が所管する「社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金」事業等と連携し、所有者及び管理者が実施する保存修理事業が適切に実施されるよう技術的な支援を行います。

(5) 防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化

(「文化財所有者のための防災対策マニュアル」による対策の徹底)

府内には、数多くの文化財が所在しています。文化財が密集して所在しているところや、1箇所にも多くの指定文化財が所蔵されているところもあります。大規模災害の発生により、これらの文化財が失われる事態が起こらないよう、本府では、京都市消防局や同市文化財保護課と連携し、「文化財所有者のための防災対策マニュアル」（「地震対策編・風水害対策編」平成23年3月、「防火・防犯対策編」平成25年3月）を作成し、府内の文化財所有者や管理者を対象に、これまでから防災対策等を周知してきました。

今後も、自然災害による文化財被害をはじめ、文化財の火災被害、さらに液体散布などによる文化財の毀損や盗難等に対応するため、文化財所有者等へ、その対策について指導・助言を行うとともに、対策事業への支援にも努めます。（詳細は、「第8章 防災・災害発生時の対応」）。

また、国・市町村、大学、博物館、研究機関などとも連携し、災害が発生しても被害の軽減が図れる効果的な防災対策についても検討を進めるよう努めます。

(これまで以上にきめ細かな視点による防災対策)

自然災害については、平成30年に発生した大阪北部地震や西日本豪雨など、従来の想定を超える規模の災害が多発しており、今後も同様の災害が発生することが想定されます。

文化財建造物や収蔵施設等の構築物については、従来から保存修理や耐震対策等による保全や強化などが、その対策として示されてきました。これらを促進することは今後も重要な対策の一つです。しかし、近年の自然災害は、過去に例のない規

模のものが多発しています。今後は日常管理などの中で、部分的な老朽化やき損、さらには周辺環境の中で危険木の把握や危険箇所の点検などへも気を配り、きめ細かな視点から危険性を排除するといった対策が求められます。

(防犯対策)

文化財の効果的な防犯対策についても、関係機関と連携して検討するとともに、監視カメラをはじめとする防犯設備の設置について、所有者へ指導・助言を行うとともに、財政的支援を行います。アライグマをはじめとする鳥獣による被害対策についても関係部局と連携して、その駆除や対策設備設置等への支援などに取り組みます。

(地域が一体となって文化財を守る環境づくり)

市町村や関係機関等と連携し、地域が一体となって文化財を守る環境をつくりだすよう努めます。

(条例改正による府指定等文化財への毀損に係る罰則強化)

今後文化財の活用が促進されるにしたがって、文化財のき損、劣化や盗難のリスクが高まると考えられます。今後の対応として、国宝・重要文化財と同様に、府指定等文化財へのき損に関する罰則規定を強化します。

2 文化財の保護体制の強化

(地域で文化財を守り伝える仕組みづくり)

地域の人たちが文化財を身近に感じ、これを地域の誇りとして、地域全体で文化財を守り伝えていく仕組みをつくりだすことが、文化財を保護する体制強化面で喫緊の課題と考えます。

そのために、関係機関や団体と連携し、これに関わる事業を推進するとともに、市町村等が実施する様々な取組に積極的に協力します。

(文化財を未来へつなぐ心の教育)

また、学校教育や社会教育で文化財の活用を進めることも重要です。後述する丹後・山城両郷土資料館等をさらに活用し、子どもたちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めます。

(自治体内関連部局等との連携強化)

文化財が直面する課題の多くは多岐にわたり、文化財のみにとどまらない大きな社会的課題といえます。諸課題に関連する庁内の様々な部局と常に情報共有するなど連携を深め、課題解決への取組を進めます。

3 文化財保護を支える技術等の継承

(国宝・重要文化財の保存修理等にかかる技能者の技術向上、後継者育成)

重要文化財の保存修理に関わる伝統的な技術の継承、技能者の育成に重要なことのひとつはその需要の拡大です。府教育委員会としては、今後も国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で、技能者の育成並びに技術の継承を図っていきます。同時に、資材や材料、道具等の需要拡大についても取り組めます。

重要文化財の修理技術をはじめ、無形文化財、民俗文化財の保存を支える道具類の製作・修理技術や原材料確保、さらに史跡や名勝の修景整備や維持管理など、文化財の保護を支えるための様々な技術の中には、国及び府による選定保存技術の保持者や団体として認定し、その保存が図られているものもあります。

こうした国の選定保存技術に認定された団体により、技能者の技術の向上や後継者育成を目的とした研修などが開催されており、こうした研修へ積極的に支援・協力することで、さらなる技能者の育成や技術の継承に努めます。

また建造物の保存修理事業では、事業に関わる企業が業種毎に設けた団体が、技能者の技術の向上や後継者育成のための研修を実施しており、こうした研修へも積極的に協力していきます。

さらに、後継者育成という面から、学校教育と連携した保存修理現場の公開を促進することで、児童・生徒が修理現場を見学するとともに技能者と接する機会を増やす取り組みにも努めます。

(史跡・名勝の修景・整備事業等に関わる技術の継承と技能者等の育成)

史跡や名勝に関してもその構成要素となる構築物（建造物・石垣等）や庭園などがあります。文化財建造物の保存修理事業と同様に、その維持・管理をはじめ、修理や修景・整備を行うに当たっては、伝統的な技術により実施する必要があり、その技術を有する技能者の育成、さらには技術の伝承が課題となっています。

今後も、技術の継承並びに技能者の育成にも配慮し、府内の国・府指定等の史跡や名勝の適切な保存のため、維持・管理、さらには修景・整備等が継続されるよう支援に努めます。

同様に、石垣や庭園に関しては、国の選定保存技術に選定されている保持者や保存

団体があります。こうした団体等が技術の向上や後継者育成を目的に開催する研修等に協力するとともに、広く技能者に参加を呼びかけます。

(設計監理企業の育成について)

建造物・美術工芸品の防災事業及び史跡・名勝の修景・整備等の事業に関して、民間企業が設計監理を行う機会が増加しています。さらに、文化財の保存修理及び保存活用事業の施工を行う企業の育成も必要性が生じつつあります。こうした現状から、事業が適正に実施されるため、事業に関わる企業に関連の研修等への積極的な参加を促すなど、その育成に努めます。

4 文化財の地域的な保存・活用の促進

(1) 文化財の地域的な保存・活用

(府の文化財活用への取組)

次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政推進の環境充実という面で、極めて重要な意味をもっています。本府では、これまでから以下の取組を実施しており、今後とも一層の充実を図るとともに、継続していきます。

<p>① 京都府指定文化財の指定・修理にかかる普及啓発</p> <p>京都府の新たに指定等を行った文化財の解説や修理事業を実施した文化財を紹介するための冊子を作成し、府民の方々に府内の文化財の情報を発信していきます。</p>
<p>② 文化財建造物修理現場の公開</p> <p>府内にある国宝・重要文化財をはじめとする文化財建造物の新たな魅力を発見し、後世に継承していく重要性を府民の方々に理解していただくため、文化財建造物の修理現場を特別公開する事業を実施していきます。</p>
<p>③ 観光との連携事業</p> <p>観光部局等と連携し、文化財建造物の修理現場や府指定等文化財を府域の他のコンテンツと組み合わせ周遊する観光ツアー等を行い、にぎわいを創出します。</p>
<p>④ 文化との連携事業</p> <p>文化スポーツ部と連携し、府指定等文化財を活用し、人々が集い文化に親しむ事業を支援します。</p>

⑤ 史跡・埋蔵文化財等の公開・活用

史跡や埋蔵文化財に対する理解を深め、親しんでいただくことを目的に、これまでから埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に伴う現地説明会や、史跡・遺跡をめぐるバスツアー、史跡・遺跡に関する各種の普及啓発冊子を刊行してきました。また、公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターに委託して、発掘調査の成果を分かりやすく解説する埋蔵文化財セミナーや発掘調査成果の速報展などを開催しています。これからも、こうした事業を推進していきます

⑥ 丹後・山城両郷土資料館における文化財の公開・活用

丹後（丹後・丹波所管）・山城（乙訓・南山城所管）の両郷土資料館では、それぞれが所管する地域の文化財を中心とした展示を行うとともに、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業、府民向けの公開講座や古文書講習会等を行っています。また、継続的に各地に残る歴史・考古・民俗資料の調査や収集等を行い、その成果を展示などにより公表しています。今後も学校教育や社会教育と連携した取組を進めていきます。

（市町村による文化財の地域的な保存・活用を積極的に支援）

近年は、府内で「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）に基づき策定され、国に認定された「歴史的風致維持向上計画」による様々な取組が京都市や向日市、宇治市などで行われています。同様に「歴史文化基本構想」を策定し、広域的な文化財の保存・活用の取組をはじめているところもあります。

特に「歴史文化基本構想」では、市町村が、管内に所在する指定・未指定を含めた文化財を地域として価値付けを行い、これを将来にわたって保存・活用するという視点の構想が策定されており、今後市町村が作成する「地域計画」へ繋がるものと位置づけられます。

こうした取組は、これまでとは異なった視点から新たな文化財保護行政を推進する要素を多く含んでおり、本府としても、今後積極的に支援します。

（2）文化財の地域的な保存・活用の在り方

（適切な文化財活用の促進と支援）

文化財の活用は、その適切な保存が前提とされていなければなりません。そのためには、適切な保存活用計画の作成などにより、事前に文化財の保存や見学者に関する対策等が十分に講じられる必要があります。

文化財の適切な保存と活用の促進に努め、これが一層推進されるように、活用にかかる環境整備など、様々な視点での指導・助言や財政的支援などについて取り組みます。

(3) 世界文化遺産の新規登録への取組

(「宇治茶の文化的景観」世界文化遺産登録推進)

山城地域には京都府選定の文化的景観である「和束町の宇治茶の茶畑景観」や「南山城村の宇治茶生産景観」など宇治茶の文化的景観が各地に見られます。府ではこれらの世界文化遺産の登録に向けて、取組を進めていきます。

世界文化遺産登録の要件となる国選定重要文化的景観の選定に向けた取組については、各市町村の求めに応じ支援していきます。

(天橋立世界文化遺産登録推進)

特別名勝天橋立を中心とした世界文化財遺産の登録推進については、登録の可能性のある構成資産の保全状況が評価されるよう取り組み、またその周囲の環境が良好に継承されていくよう支援します。

5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

(1) 求められる人材

これまでから、府内各地の文化財の保存・活用は、地域の実態に詳しい市町村や博物館等の専門的な知識、技術、技能をもつ専門職員が、関連する部局と連携しつつ取り組んできました。文化財保護行政を取り巻く様々な課題が山積する中、今後は専門職員として一層幅広い知識や視野をもち、伝統文化や産業、観光、教育とも相互に連携して業務を遂行する人材が必要になります。

(2) 人材の確保・育成

このような人材を確保・育成するためには、これまで以上に地域の文化財の保護継承への深い洞察とその保存・活用を進める強靱な意志が備わるような経験を積む必要があり、長期的視野に立った人材育成計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。

文化財専門職員を対象とした人材育成に関しては、これまでから国による分野ごとの専門的な研修があり、それらを活用して資質の向上が図られてきました。

しかし、将来的には、地域の実態に応じた各種文化財の価値を相対的に把握し、一体的な保存・活用を企画立案できる人材の確保・育成が不可欠になると考えられます。

府内には建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の専門的人材の育成に

関わる大学が20校程度あります。府教育委員会、市町村、博物館が、必要に応じてこうした大学等の研究機関と連携を深めることで、今後求められる専門的人材の確保・育成に努めます。また、府教育委員会でも、人材の育成に関する研修等の開催についても取り組みます。

(3) 文化財保護指導委員

府教育委員会には、府指定等文化財の巡視を行う文化財保護指導委員が各地域に計69名配置しています。近年、文化財の巡視は、暫定登録文化財の登録に伴う巡視対象の増加、地域の文化財の状況把握等、文化財の保存・活用の経験値の高さが高まっています。府としても各機関と連携して積極的に人材育成を支援していきます。

6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

(1) 建造物

(重要文化財 府庁旧本館)

府庁旧本館は、明治37年に竣工され、現役の官公庁舎としては日本最古のものであります。府民に開かれた府庁のシンボルとして、保存と活用を両立させる中で、大切な府民の財産を未来に引き継いでいきます。

(重要文化財 旧日本銀行京都支店)

旧日本銀行京都支店は、現在、京都府京都文化博物館の別館として活用されており、平成2年7月には展示室内で「祇園祭の宵山に箏曲を聴く夕べ」を開催、博物館におけるミュージアムコンサートの魁と位置付けられています。以後、重要文化財という特性を活かして演奏会、講演会、展覧会等、様々な催しが開催されていますが、活用しながら保存するという大きな課題を検討中です。

(府指定 旧永島家住宅)

府立丹後郷土資料館の敷地内に移築された旧永島家住宅は、江戸時代の茅葺きの民家です。民俗資料等の常設展示や体験学習の場に加え、観光資源としての活用も検討していきます。

(2) 美術工芸品

(国宝 東寺百合文書)

京都学・歴彩館が所蔵する東寺百合文書は、全国の博物館等から貸し出しの依頼があり、積極的に公開に協力しているところです。また、文書の内容を読み解く翻刻作業を継続的に続けていく計画です。なお、WEB上で高精細画像を公開する先駆的な取組も行っています。

（重要文化財 京都府行政文書）

昭和21年度までの京都府に残る15,000点を超える行政文書群です。紙の劣化が進んでいるものがあり、平成21年から継続的に修理事業を実施しています。今後とも計画的に修理を進める計画です。

（重要文化財 京都^{もうあいん}盲啞院関係資料）

平成30年度に、京都府立盲学校、聾学校保管の資料3,000点が重要文化財となりました。紙の劣化が進み、扱いが困難なほど劣化しているものが少なくなく、計画的な修理を検討していきます。

（3）史跡名勝天然記念物

（特別名勝 天橋立）「天橋立公園」

天橋立公園松並木景観保全計画（H30～R4）に基づき、白砂青松の景観を守るため、広葉樹の繁茂によるマツの衰弱対策として、広葉樹の伐採、腐植層の除去とマツの補植・間伐を実施していく計画です。

また、地域の方々と協働体制を組みつつ、ボランティアの皆様に参加していただいています。今後も、多くの方々に天橋立の価値を共有共感してもらう取組を実施していく計画です。

特別名勝天橋立は府が世界に誇る文化財の一つです。しかしながら、自然環境の変化による植物相の変化や、砂州の浸食などの対応へ向け、持続可能な保存・活用を関係機関と協力して計画的に推進します。

（史跡及び名勝嵐山）

嵐山では国有地の文化財管理を実施しています。史跡としての価値及び名勝景観が損なわれないよう配慮します。

保存管理計画に基づき、これまでその価値が守られてきましたが、時代に応じ計画を見直すとともに、関係機関と協力し、保存・活用を推進します。

「嵐山公園（中之島地区及び亀山地区）」

公園を含む嵯峨嵐山エリアには年間約2,500万人の観光客が国内外から訪れま

す。維持管理として園内の清掃、剪定等の樹木管理、除草等を実施しています。

(名勝瑠璃溪)「瑠璃溪自然公園」

名勝瑠璃溪は、府が管理する京都府立るり溪自然公園として多くの来訪者に親しまれています。これからも文化財としての本質的価値である自然環境や景観が損なわれないよう、関係機関と連携し、適切な維持管理を行っていきます。

(史跡丹後国分寺跡)「丹後郷土資料館」

史跡丹後国分寺跡は、府立丹後郷土資料館に隣接し、特別名勝天橋立を眼下に臨む絶好の地に所在しています。また、周辺には史跡成相寺旧境内や国選定の宮津天橋立の文化的景観などの文化財が存在します。こうした環境を活かした保存・活用を関係機関と協力して推進します。

(4) 丹後、山城郷土資料館

両資料館とも開館以来、歴史、考古、民俗資料の調査、収集、保管、展示活用につき、地域の文化財を保存・活用する上で重要な役割を担ってきました。山城郷土資料館では府指定等文化財 18 件を、また、丹後郷土資料館では国宝海部氏系図をはじめとする国指定重要文化財 10 件、府指定等文化財 22 件を収蔵保管しています。

両館とも、開館以来一定の年月が経過し、施設が老朽化している現状があります。今後、歴史、文化にかかる情報発信のみならず、地域振興、観光にも奇与できる施設として、バリアフリー化を含め整備充実を図ります。